

新 旧 対 照 表

現 行	改 定 後	備 考
富山県農林水産部所管工事における遠隔臨場に関する試行要領 1 ～ 2 【省 略】 3 遠隔臨場の実施 3－1 ～ 3－2 【省 略】 3－3 遠隔臨場の実施 （1） ～ （4） 【省 略】 <u>（5）記録と保存</u> <u>監督員は、必要な情報を記録するとともに、表示された映像を適宜スクリーンショット等（表示端末自体を別カメラにて撮影したものも可）で撮影し、遠隔臨場による段階確認等の報告に使用することとする。なお、撮影する画像は遠隔臨場の概要を記録するためのものであり、寸法の読み値などの詳細が判別できるものである必要はない。</u> <u>また、農林水産部土木工事写真撮影要領における、監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする規定については、遠隔臨場を実施する場合は適用できないものとし、受注者は、別途、出来形管理写真を撮影し監督員に提出することとする。監督員は提出された写真を段階確認等の報告に使用することとする。</u> 4 ～ 7 【省略】 附則 この要領は、令和4年4月1日から適用する。 附則 この要領は、令和6年4月1日から適用する。 <u>【新 規】</u> （別紙） 衛星通信サービス等の利用に関する試行について 1. ～ 6. 【省 略】	富山県農林水産部所管工事における遠隔臨場に関する試行要領 1 ～ 2 【省 略】 3 遠隔臨場の実施 3－1 ～ 3－2 【省 略】 3－3 遠隔臨場の実施 （1） ～ （4） 【省 略】 <u>【削 除】</u> 4 ～ 7 【省略】 附則 この要領は、令和4年4月1日から適用する。 附則 この要領は、令和6年4月1日から適用する。 <u>附則</u> <u>この要領は、令和7年4月1日から適用する。</u> （別紙） 衛星通信サービス等の利用に関する試行について 1. ～ 6. 【省 略】	段階確認等の報告に遠隔臨場の映像や写真を使用する記述を削除 附則を追記